

質疑応答集

Q 1 . メーカー名で入札参加申込をしますが、エリアによりオペレート（フォロー先）が別会社（販社又は特約店）になりますが問題ないでしょうか？ （業務委託は可能ですか？という質問に対しても同じ回答となります。）
A 1 . 神戸市は、入札参加申込者（入札参加申込者から委任された者を含む）と賃貸借契約を交わし、当該契約書の中で、契約相手方に自動販売機の設置、保守・運営等の義務を課するものです（契約書標準書式（入札実施要領 P12～15）第 2 条第 2 項参照）。設置者の責任・監督下でオペレーション委託を行うことは可能ですが、自動販売機の故障時等の連絡先（オペレーション委託先）は自動販売機に表示するとともに施設管理者に届け出てください。
Q 2 . 神戸市各施設において、現在設置している自販機販売売価を基準とした月額賃料の入札になるのでしょうか？また、販売価格を変更しての提案は可能でしょうか？
A 2 . 販売価格に関しては、実施要領の＜個別物件調書の見方＞ 8 に記載のとおりです。落札者の決定は、月額賃料のみの競争により行います。販売価格は落札後の施設所管課との協議・調整により最終的に決定してください。なお、Q 6 の回答もご参照ください。
Q 3 . 入札は物件番号ごとと理解してよろしいでしょうか？（例）入札参加を 1 と 3 のみとする。
A 3 . ご理解されているとおりで誤りありません。 1 件の申し込みでも、すべてに申し込んでもかまいません。
Q 4 . 物件ごとに契約年数が違いますが、何らかの理由で契約年数が守れない場合途中解約できるのでしょうか？
A 4 . 契約年数が守れないと分かっているものへの入札参加はご遠慮ください。 契約解除については、入札実施要領 P 1 0 に記載の「その他注意事項」 契約解除及び P 1 2 ～ 1 5 に記載の賃貸借契約書（標準書式）の第 1 9 条第 3 項を参照してください。
Q 5 . 各物件の事前の下見は可能ですか？
A 5 . 各物件の事前の下見は、各施設（電話番号は個別物件調書に記載しています）に事前に連絡を入れてください。
Q 6 . 現在の販売価格ではなく、標準価格を想定して落札した場合、施設所管課との協議・調整の結果折り合いがつかない場合どうすればいいのですか？
A 6 . 販売価格に関しては、実施要領の＜物件調書の見方＞ 8 に記載しているとおり、現在の販売価格を変更すると売上に影響する可能性があります。施設所管課としては、従来と同じ価格での販売を希望しているところが多く、販売価格の設定にあたって施設所管課との協議・調整をお願いしているところです。しかしながら、販売価格の設定は最終的には設置者の判断によるべきものですので、協議がととのわなければ変更することもやむを得ないと考えております。

<p>Q 7 . P 1 0 「その他注意事項」 契約解除（第 1 9 条）に記載されている、設置者都合による契約解除について、仮に 5 月 3 1 日に解除を申し出た場合、9 月 3 0 日に解除自動販売機の撤去が可能ですか？保証金は返還していただけますか？この物件についての再入札に参加可能ですか？</p>
<p>A 7 . 撤去に関してはご理解いただいております。申し出た日の 4 ヶ月後の月末に契約解除 撤去になります。保証金については滞納賃料等債務がない限り返還いたします。その物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。それ以外の入札には参加可能です。</p>
<p>Q 8 . 保証金は債務を担保するための保証金ということでしょうか？契約となれば、最初に保証金と前期賃料のどちらも納入することになるのでしょうか？</p>
<p>A 8 . ご理解いただいております。落札いただくと、契約の手続きと同時に、3 月中に保証金、4 月中に前期賃料を納めていただくこととなります。</p>
<p>Q 9 . 「入札参加申込書兼誓約書」内に直筆が必要な箇所はありますか？実印以外はパソコンでの記入でもよろしいでしょうか？</p>
<p>A 9 . 直筆でご記入いただかなければならない箇所は特にありません。必要事項をパソコンで記入のうえ、実印を押印いただいて結構です。</p>
<p>Q 10 . 入札参加申込時の提出書類の、 - 委任状の提出について、入札の手続きは本社と同所在地である担当部署の営業部で行いますが、すべて会社実印が押印可能であれば委任状は不要でしょうか？落札時の契約については代表取締役で締結させていただきます。</p>
<p>A 10 . 入札および契約を、登録している会社実印を使用して行っていただけるならば、委任状は必要ありません。</p>